車両及び船舶	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
工具、器具及び備品	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
休止設備	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
土地	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
リース資産	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
建設仮勘定	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
有形固定資産合計	取得価額										
	減価償却累計額										
	帳簿価額										
無形固定資産合計	帳簿価額										
電気通信事業固定資産合計											

（記載上の注意）

1　「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

2　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第三第一部４中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　役務別固定資産帰属明細表

別表第三第二部４中「別表第二」を「別表第三」に改め、同４を同表第三部５とし、同表第三部３の次に次のように加える。

４　役務別固定資産帰属明細表（別表第二の様式による）

別表第三第四部２中「原価算定上」を「原価及び利潤の算定上」に改め、同表を別表第四とし、同表の前に次のように加える。

別表第三　移動電気通信役務収支表の様式（第５条及び第６条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度　自　年　月　日
至　年　月　日

（単位　円）

役務の種類			営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究償却費	減価償却費	固定資産除却費	通信設備使用料	租税公課	営業利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話															
		その他															
		小計															
	データ伝送役務	携帯電話・ＢＷＡ															
		その他															
		小計															
	小計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																	
合計																	／

（記載上の注意）

1　第８条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第２項に規定する基準は、次のとおりとする。

⑴　二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。

⑵　二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営業費

窓口　契約申込等件数比

料金　料金請求件数比

販売　販売件数比

その他　加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比